

医療法人三九会三九朗病院 訪問リハビリテーション事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人三九会が開設する医療法人三九会三九朗病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要介護者の心身機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人三九会三九朗病院
- ② 所在地 豊田市小坂町七丁目80番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 医師 1名（常勤）
- ② 理学療法士 4名（常勤専従）、1名（常勤兼務）
- ③ 言語聴覚士 1名（常勤兼務）

従業者は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 指定訪問リハビリテーションの利用定員1日18名、週で108名とする。

(指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の額とする。

通常の事業実施地域内の交通費は無料とする。

日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、当該事業所より概ね半径10km圏内、豊田市内の一部とみよし市内の区域とする。【別紙参照】

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業継続計画)

第11条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問リハビリテーションの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月

②継続研修 年1回

2. 事業所の介護支援専門員は、正当な理由なくその事実上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。
3. 従事者であった者に、事実上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
4. 従業者は、サービスの提供を利用者に強要したり、当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
5. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人三九朗病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

この規則は、平成13年11月1日から改正施行する。

この規則は、平成19年6月1日から改正施行する。

この規則は、平成21年12月1日から改正施行する。

この規則は、平成22年10月1日から改正施行する。

この規則は、平成23年6月1日から改正施行する。

この規則は、平成26年4月1日から改正施行する。

この規則は、平成26年4月14日から改正施行する。

この規則は、平成27年5月1日から改正施行する。

この規則は、平成28年6月1日から改正施行する。

この規則は、平成29年4月1日から改正施行する。

この規則は、平成30年10月15日から改正施行する。

この規則は、令和3年7月1日から改正施行する。

この規則は、令和4年7月1日から改定施行する。

この規則は、令和5年6月1日から改定施行する。

この規則は、令和6年2月1日から改定施行する。

この規則は、令和6年6月1日から改定施行する。

【別紙】

第8条 事業実施地域

(豊田市)

逢妻町、青木町、秋葉町、曙町、朝日町、朝日ヶ丘町、荒井町、池田町、生駒町、石野町、泉町、市木町、五ヶ丘、井上町、伊保町、今町、岩倉町、岩滝町、上野町、鶉ヶ瀬町、畝部西町、畝部東町、梅坪町、上挙母、上原町、栄生町、栄覚新町、栄覚町、大池町、大内町、大島町、大清水町、大滝町、大畑町、大林町、大見町、小川町、鴛鴨町、落合町、乙部ヶ丘、乙部町、小呂町、貝津町、柿本町、和会町、桂野町、金谷町、加納町、神池町、上丘町、上郷町、上高町、亀首町、加茂川町、河合町、川田町、川端町、神田町、勘八町、喜多町、京ヶ峰、京町、九久平町、久保町、幸海町、鴻ノ巣町、小坂町、小坂本町、越戸町、小清水町、古瀬間町、琴平町、寿町、衣ヶ原、挙母町、幸町、栄町、桜町、篠原町、幸徳台、猿投町、三軒町、汐見町、志賀町、四郷町、枝下町、渋谷町、清水町、下市場町、下林町、浄水町、樹木町、昭和町、白浜町、新生町、陣中町、新町、新明町、水源町、砂町、住吉町、聖心町、石楠町、千石町、千足町、大成町、太平町、高丘新町、高岡町、高岡本町、高上、高崎町、高橋町、高原町、高町、高美町、宝町、滝見町、竹生町、竹町、竹元町、田代町、田中町、田町、田畑町、力石町、千鳥町、長興寺、司町、月見町、土橋町、堤町、堤本町、貞宝町、寺下町、寺部町、手呂町、天王町、渡合町、東新町、百々町、渡刈町、常磐町、十塚町、巴町、トヨタ町、豊松町、中垣内町、中島町、中田町、中根町、中町、鍋田町、成合町、西岡町、錦町、西新町、西田町、西広瀬町、西町、西山町、日南町、野見町、野見山町、配津町、白山町、八幡町、花丘町、花園町、花本町、林添町、東梅坪町、東広瀬町、東保見町、東山町、久岡町、日之出町、平井町、平芝町、平戸橋町、平山町、広川町、広久手町、広路町、広田町、広幡町、広美町、深田町、福受町、扶桑町、双美町、平和町、豊栄町、宝来町、細谷町、穂積町、保見ヶ丘、保見町、本新町、本田町、本地町、本徳町、本町、舞木町、前田町、前林町、前山町、榊塚西町、榊塚東町、松ヶ枝町、松平志賀町、丸根町、丸山町、美里、瑞穂町、水間町、御立町、緑ヶ丘、御船町、宮上町、宮口町、宮前町、宮町、美山町、御幸町、御幸本町、美和町、室町、明和町、元城町、元町、元宮町、森町、八草町、社町、矢並町、山中町、山之手、横山町、吉原町、竜神町、竜宮町、若草町、若林西町、若林東町、若宮町

(みよし市)

全域